

○電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第2号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件(平成十七年総務省告示第千三百二十二号)の一部を改正する告示案 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一 施行規則第五十一条の九の六第一号(1)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>一、八八四・五MHzを超え一、九一五・七MHz以下の周波数</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 施行規則第五十一条の九の六第一号(1)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下の周波数</p> <p>二・三 (略)</p>